

別紙 2 意向調査以外で出た意見（代表者交流会、広報課への問い合わせ、各団体定例会など）
及び市の回答

団体意見	市回答
撤去は決定事項か	決定事項ではありません。令和 7 年度末で張り替えの委託を廃止し、8 年度中に危険個所にある広報板のみ撤去します。譲受希望の広報板は修繕・移設して、順次、自治会等へ譲渡。譲渡希望以外の広報板は 9 年度から順次撤去する方向で検討しているところです。市の広報板を一部残すかは、今回の意向調査の結果を踏まえて、年内に対応を決定し、1 月以降のまちづくり協議会代表者交流会や自治会連合会理事会等でご報告いたします。
「広報板を利用した市民の割合は 1.8%」とは、どこの、どんな調査（調査法は）ですか。	令和 3 年 11 月に、市の企画政策課が実施した「市民アンケート調査」です。この調査は、2～3 年に一度、無作為で 3 千人（多層ランダムサンプリング抽出法）の市民に郵送で依頼しているもので、広報分野だけでなく、市全体の取り組みの評価等を広く行っています。 市民意識に関するアンケート調査（令和 3 年度）の詳細は、市ホームページからご覧いただけます。 https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/kocho/1000135/1045946.html  なお、「今後力を入れて欲しい情報発信の手段として広報板を選択した割合は 8.5%」は令和 5 年 10～11 月の調査に基づきます。
市の管理でなくなっても、引き続き市のお知らせを掲示したい。	ご希望を聞き取り、運用方法などを検討します。
今後はどのようにポスターなどを公開していくのか	すでに作成されているチラシやポスターは、市役所、各サービスセンター・サービスステーション、各公民館、各人権文化センターなど公共施設 14 箇所配架・掲示します。その他公共施設や商業施設など約 120 箇所について調査・意向確認中です。集約結果は 1 月以降の代表者交流会や自治会連合会理事会等でご報告いたします。
広報板がなくなるなら、LINE や SNS などを使えるよう準備しておきたい。出前講座を依頼することは可能か。	今後、社会的にもより一層紙媒体からデジタル媒体へと移行していくと考えられますので、それに備えるためにも、ぜひデジタル媒体で情報を受け取る準備を進めていただければ幸いです。デジタル媒体が苦手な方のために、市のふれあいトーク（出前講座）のテーマに「市の情報収集手段」や「市 LINE 公式アカウントの登録・活用方法」をあげていますので、ぜひご活用ください。